

## 第1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった行政文書を特定した上で、当該行政文書の存否応答を拒否した決定は妥当である。

## 第2 審査請求に至る経緯

### 1 開示の請求

審査請求人は、平成21年5月17日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「開示請求者に係る平成〇年〇月〇日付け告知に係る交通反則告知書（番号〇〇〇〇）に関する全ての証拠書類」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は本件請求に対し、条例第13条の規定により、行政文書存否応答拒否の決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成21年5月26日付けで審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

審査請求人は、平成21年7月17日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、広島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

## 第3 審査請求人の主張趣旨

### 1 審査請求の趣旨

原処分を取り消すとの裁決を求める。

### 2 審査請求の理由

審査請求人自身が交通反則告知書、納付書・領収証書（写）を所持していることから、行政文書の存在は明白であること、また、警察公務員が適法・適正に処分した行政文書を開示しても、何ら利益を損なうことはないことから、原処分は妥当ではない。

## 第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が理由説明書で説明している内容を総合すると、本件処分を行った理由などについては、次のとおりである。

本件開示請求の内容は、個人（本人）を特定し、かつ、交通違反事実を特定してなされていることから、本件対象文書が存在するか否かを答えることは、特定の個人（本人）について、交通違反の事実の有無（交通違反歴）を答えることと同じ結果を招くこととなる。

条例の定めた開示請求権が、何人に対しても、請求の目的如何を問わず開示請求を

認める制度である以上、対象文書が開示請求者本人に係るものであるか否かによって、開示・不開示の判断を左右してはならない。

よって、本件対象文書が存在するか否かを答えるだけで、条例第 10 条第 2 号に規定する不開示情報を開示することとなるため、条例第 13 条により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定を行ったものである。

## 第 5 審査会の判断

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、開示請求者本人の交通反則告知書に関する全ての証拠書類である。

実施機関は、本件対象文書の存否を答えることは、特定の個人(本人)について、交通違反の事実の有無(交通違反歴)を答えることと同じ結果を招くこととなるとして、条例第 7 条第 2 項及び第 13 条の規定に基づき行政文書存否応答拒否の決定を行った。

### 2 本件処分の妥当性について

#### (1) 存否応答拒否制度について

条例第 13 条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

開示請求に対しては、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は不開示を回答し、存在しない場合は存在しない旨を回答することが原則である。

しかし、行政文書の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示した場合と同様に、個人の権利利益を侵害したりすることがあり得る。このため、条例第 13 条は、対象となる行政文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができる場合を例外的に規定しているものである。

#### (2) 本件対象文書の存否応答拒否の当否について

諮問実施機関は、本件対象文書の存否を回答すると、本件開示請求者本人について、交通違反歴の有無に係る情報を開示する結果となるため、存否応答拒否としたと主張している。

そもそも行政文書の開示が請求された場合、開示が原則であり、その例外として条例第 13 条に規定する存否応答拒否は、前述のとおり、行政文書が存在しているか否かを答えるだけで直ちにプライバシーを侵害することになるような極めて限られた場合にのみ、対象となる文書の存在自体を回答しないことができるとするものである。

以下、このことを踏まえて、諮問実施機関の主張を検討する。

運転免許に係る行政処分は、道路交通法等の違反があった場合に行われるものであり、本件対象文書は、「特定の個人が、道路交通法等の規定に違反したこと」及び「当該違反を理由とする行政処分を行うための警察当局による事実確認を受けたこと」を前提として実施機関において作成されるものであり、実施機関が該当する行

政文書があるとして開示・不開示の決定を行うだけで、上記の情報を明らかにすることとなる。

本件対象文書の存否を答えることにより明らかとなる情報は、個人の私生活上の経歴に関する情報であって、上記の「プライバシーを侵害することになるような極めて限られた場合」に該当することが明らかである。

したがって、本件対象文書に関する書類は、その存否を答えるだけで、条例第10条第2号に該当する情報を公にすることとなるものであり、本件存否応答拒否決定は妥当である。

### (3) 個人情報の本人開示等について

審査請求人は、本件請求に係る行政文書が審査請求人自らの個人情報に関するものであることから、個人情報の本人開示請求として本件請求を行っているとも解されるが、本件請求時点において、条例は、請求者を何ら区別することなく、県外在住者等を除き、すべての者に対し、行政文書の開示を請求する権利を付与しており、第10条に規定する開示・不開示の基準においても、請求者が本人である場合についての特則を設けず、個人情報の本人開示に不可欠な本人確認の手続も定めていない。

また、広島県では、平成2年に制定された公文書公開条例（平成2年広島県条例第1号）においては、一般の公文書の公開に加えて、公文書の本人開示に係る規定が置かれていた（同条例第15条）が、平成7年に個人情報保護条例（平成7年広島県条例第2号）が制定され、同条例に自己に関する個人情報の開示の規定が設けられたことから、公文書公開条例の公文書の本人開示に係る規定が削除された経緯もある。

これらのことからすると、条例に基づく行政文書開示制度においては、請求者が誰であるかによって、開示・不開示等の決定内容に差異を設けることはできないのであり、その開示請求に係る行政文書が請求者の個人情報を記録したものであるからといって、他の請求者と異なる開示決定を行うことはできない。

したがって、本件請求に対する実施機関の決定は、妥当であると認められる。

## 3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
21. 9. 9	・ 諮問を受けた。
22. 2. 4	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
22. 3. 24	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
22. 3. 31	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
22. 5. 31	・ 異議申立人から意見書を収受した。
22. 6. 8	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
23. 2. 24 (平成 22 年度第 10 回)	・ 諮問の審議を行った。
23. 4. 28 (平成 23 年度第 1 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

荒 井 秀 則	弁護士
中 坂 恵美子	広島大学大学院教授
横 藤 田 誠 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授